

千葉市立海浜病院感染対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立海浜病院医療安全管理指針に基づき、千葉市立海浜病院における患者及び職員の院内感染防止及び感染防止対策体制の確保を目的として、感染防止対策のための委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 院内感染防止の推進に関すること。
- (2) 感染情報レポート等による情報収集を行うこと。
- (3) 感染防止対策のための職員の研修に関すること。
- (4) その他感染防止対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長
- (2) 感染対策室長
- (3) 事務長
- (4) 看護部長
- (5) 診療局統括部長又は部長（数名）
- (6) 薬剤師（AST 委員）
- (7) 臨床検査技師（ICT 委員）
- (8) 管理栄養士（1名）
- (9) その他、感染管理に係わる適切な研修を修了した医師及び看護師のうち、院長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長が任命する。
- 3 委員長は、院内感染対策の実務上の責任者となる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、1～2名の副委員長を任命する。副委員長のうち1名は感染管理専従看護師をもって充てる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が原則として毎月1回これを召集する。ただし、委員長は、必要に応じて臨時に委員会を召集することができる。

- 2 やむを得ず、委員が出席できない場合は、委員長は代理出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会等において知り得た事項を漏らしてはならない。

(会議等の非公開)

第9条 会議及び議事録は委員会等の許可のない限り非公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、感染対策室（感染管理専従の看護師等）において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する